

伊佐市新庁舎建設基本計画（案）に対する
意見公募（パブリックコメント手続）の結果について

平成31年3月に新庁舎建設の基本的な考え方やそれを実現するための基本的機能、想定規模、計画地（建設予定地）などについて示した「伊佐市新庁舎建設基本構想」を策定しました。この基本構想は、庁内組織である「伊佐市公共施設等総合管理計画推進本部」が主体となって検討を進め、学識経験者や公共的団体等の代表者等で構成する「伊佐市新庁舎建設検討委員会」の答申や意見公募（パブリックコメント手続）による市民の皆様からのご意見を踏まえてとりまとめたものです。

令和元年度は、基本構想の内容をもとに市民や市職員らによるワークショップを開催し、検討を重ねながら、新庁舎に必要な機能や整備方針などを示した「伊佐市新庁舎建設基本計画」の策定に取り組んできました。この基本計画は、基本構想に基づき、新庁舎建設をきっかけに、地域の拠点形成を図り、本市の暮らしやすさや活性化に寄与する「まちづくりの視点」、周辺施設との複合化に向けた諸条件への対応や市民と職員にとって使いやすい空間・動線を確保する「庁舎建設の視点」、新庁舎だけでなく、周辺の公共施設等の配置も含めた総合的な費用圧縮等を検討する「公共施設マネジメントの視点」から、本市の新庁舎建設に向けた基本的な考え方を整理し、基本設計・実施設計に反映すべき事項等に関する考え方や方針を示すものです。

この度、「伊佐市新庁舎建設基本計画（案）」を作成し、「伊佐市新庁舎建設検討委員会」に諮問するとともに、計画案に対する市民の皆様のご意見等を伺う意見公募（パブリックコメント手続）を実施しました。

その結果、市民の皆様から13通（70件）のご意見をいただきました。それらのご意見と市の考え方は下記のとおりです。

なお、ご提出いただいたご意見は、その趣旨を損なわない程度に要約して掲載しました。庁舎建設とは直接関係がないものについては、今後の参考にさせていただきます。

1 結果概要

(1) 募集方法等

募集期間	令和2年1月20日（月）から令和2年2月18日（火）まで （30日間）
意見提出方法	郵送、FAX、メール又は持参
計画案の公表場所	財政課、市民課（大口庁舎）、地域総務課（菱刈庁舎）、 大口ふれあいセンター窓口、まごし館窓口、市ホームページ

(2) 提出数、提出方法、意見数

提出数	13通（FAX1通、メール3通、持参9通）
意見数	70件

(3) 項目別の意見数

序章	6件
第1章 新庁舎の建設地及び周辺の市有地等について	10件
第2章 新庁舎の整備方針について	5件
第3章 新庁舎に備える機能	13件
第4章 新庁舎等の規模と機能配置の検討	15件
第5章 新庁舎等の配置計画について	2件
第6章 概算事業費等について	7件
第7章 事業手法について	0件
第8章 事業スケジュールについて	0件

その他のご意見

A 計画案全体・計画案に付随した要望に関するもの	7 件
B 新庁舎建設の検討経過に関するもの	5 件

2 いただいたご意見と市の考え方

序章

1. 本計画の位置づけ

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
1	1	新庁舎は、伊佐市民にとって本当に望まれたものなのか。	現庁舎の状況や庁舎が果たす機能・サービスを考慮し検討した結果、新庁舎を建設すべきであると判断しました。事業実施にあたっては、市民の皆様にご理解いただけるよう丁寧に進めてまいります。

3. 伊佐市公共施設等総合管理計画における位置づけ

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
2	4	菱刈にある既存施設の統廃合や複合化等はあるのではない。 また、遊休資産の売却・譲渡を進めるとあるが、菱刈庁舎も売却・譲渡するつもりではないか。	ここでは、公共施設の維持管理の方針について定めた公共施設等総合管理計画における考え方を示したところです。人口が減少しつつあるなか、少子高齢化や過疎化の進行に伴って公共施設の再編は不可欠であるため、財政状況や施設の状態を考慮しつつ、段階的に実施していきます。計画案は新庁舎建設に向けた基本的な考え方を整理し、基本設計・実施設計に反映すべき事項等に関する方針をまとめたものですが、公共施設等総合管理計画などと一体となった新庁舎建設を進めていきます。 なお、菱刈庁舎の売却・譲渡などについての具体的な方針まで計画しているものではありません。

4. 新庁舎建設基本構想（概要）について

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
3	6	行政機能が分散しているPR課、スポーツ推進課、環境政策課等を集約し、機能が活かされる新庁舎建設には反対しない。	現庁舎が抱える課題（老朽化と維持管理、安全性と災害対応、来庁者の利便性、執務空間の効率性、建設財源の確保、機能集約の必要性（庁舎の統廃合））を解決するため、本庁方式として行政機能を新庁舎に集約することとしたところです。

4	6	庁舎の統廃合はありえない。新庁舎の賑わいの創出が考えられるが、菱刈側はますます取り残されるような印象を受ける。ぜひ分庁方式を残してほしい。	(前ページから続く) なお、菱刈庁舎を廃止する計画はありません。
5	6	菱刈庁舎の廃止を考えての8,000㎡もの、40億円もの大金をかけて計画が進んでいるとしか考えられない。	
6	6	旧菱刈町の庁舎が建設から短い期間で必要性が小さくなりつつあり、新庁舎が同じような短期間のみとならないように十分配慮していただきたい。	

第1章 新庁舎の建設地及び周辺の市有地等について

1. 新庁舎の建設地について

NO.	頁	ご意見(要旨)	市の考え方
7	9	今ある資源の有効活用を十分考えてもらいたい。旧菱刈町民の尊い税によりつくられた現在の菱刈庁舎を、現在以上に総合支所機能を持たせ、永続的に活用できるための方策を基本計画に盛り込んでもらいたい。	計画地をふれあいセンター周辺としましたが、菱刈地区における行政サービスの著しい低下を招かないよう、菱刈庁舎の活用も検討していきます。 なお、菱刈庁舎で行うサービスの内容については、現在検討を進めているところです。
8	9	菱刈庁舎の総合支所としての機能を活かしていくべき。	
9	9	菱刈庁舎を主な庁舎として利用することを再検討していただきたい。まちづくりの一つとして、人の流れをつくり、地域の活性化を図る方法もあるのではないか。	
10	9	菱刈庁舎を現状並みに活用してほしい	
11	9	証明書の発行や各種申請など、一般市民に必要な機能を菱刈エリアに残してほしい。	
12	9	年を重ねるにしたがって不自由なことも多くなる。少しでも近く(菱刈)に手続きできる場所が欲しい。	
13	9	菱刈庁舎は残してほしい。まだ使える。もったいない。	菱刈庁舎を廃止する計画はありません。

14	9	菱刈庁舎を支所と位置づけ、菱刈地区のあらゆる問題に対応できる支所としていくことを明確にしない限り、菱刈の人々の賛同は得られないだろうと思う。	様々なお考えがあるものと承知しており、菱刈庁舎で行うサービスの内容については、現在検討を進めているところです。事業実施にあたっては、市民の皆様にご理解いただけるよう丁寧に進めてまいります。
15	9	延床面積や建設費を縮減するというので、ふれあいセンターの複合施設としての利用や菱刈庁舎の活用などが述べられているが、いずれも検討するという表現になっていて計画としてはあいまいだ。	具体的な手法については、基本設計段階において決定していきます。
16	9	菱刈庁舎を書庫として活用してほしい	ご意見につきましては、様々な角度から検討するための今後の参考とさせていただきます。

第2章 新庁舎の整備方針について
2. 新庁舎の整備目標及び体系図

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
17	21	新庁舎の整備目標「みんなで時間を共有し、賑わいを創出する伊佐市のシンボルとしての新庁舎」にある「みんなで時間を共有する」とはどういうことか。	新庁舎周辺を「年代を問わず集える場所にしたい」、「自由に過ごせる場所にしたい」といった市民ワークショップで出された意見をもとに、あらゆる人たちが集い、過ごすことを表現しています。
18	21	「賑わいを創出する」もわからない。市役所は行政庁舎であり、「行政庁舎が賑わいの場になる」とは考えられない。すでに賑わいの場としてはふれあいセンターがあるし、元気こころ館がある。実際、市役所ができて、そこが賑わうことがあるのか。そのような例があれば紹介してほしい。	新庁舎周辺を「賑わいのある場所にしたい」といった市民ワークショップで出された意見を踏まえたものです。 ふれあいセンターや中央公園等との一体的、複合的利用を図り、施設の効果的な利用を促進することで賑わいを育む拠点となり、地域活性化に寄与する庁舎とします。 なお、他自治体などの事例を参考にしたわけではありません。
19	21	賑わいのある新庁舎にしたいのであれば、市長室も議会も1階にあって、いつでも廊下から市長の働く姿を見たり、声を掛けたりできるような庁舎の建設が求められているのではないか。	ご意見につきましては、様々な角度から検討するための今後の参考とさせていただきます。

20	21	庁舎をシンボル化するのとはなげか。伊佐市にシンボル庁舎は必要ない。	「シンボル」は「象徴」という意味で使用しており、伊佐市を象徴する新庁舎を目指すこととしています。必要以上に豪華あるいは華美な庁舎を建設する考えはありません。お考えのとおり、大事なことは「市民が利用しやすく、職員が働きやすい」ことだと考えています。
21	21	「シンボルとしての新庁舎」という目標だが、いつから行政庁舎がシンボルと位置づけられるようになったのか。近年、各地で庁舎をシンボル庁舎と位置づけるところがみられるようになった。平成の合併の後から、統一した豪華庁舎づくりが盛んになり、多くが借金返済に追われている。昔の城のような感覚なのか。豪華な庁舎が建てば、なかにはそれを誇りにする市民がいるかもしれない。大事なのは「市民が利用しやすく、職員が働きやすい」こと。シンボルとは何か。ほとんどが市章である。市を特徴づける自然環境、伝統芸能や産業、生産物などを抽象化したものではないか。	

第3章 新庁舎に備える機能

1. 諸室等の必要機能の検討

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
22	22	必要なものすべてを取り入れるのではなく、今は必要かもしれないが、将来は必要性が低くなったり、小さくなったりする点もあると思うので、将来を見通したうえで、優先順位を考える必要がある。	新庁舎に備える機能については、将来の必要性や、メリットと費用面などを十分に比較し、精査したうえで決定していきます。
23	22	子、孫に喜んで使ってもらえる庁舎にしてもらいたい。	
24	22	バスに乗ってわざわざ行く誰もが立ち寄りやすい庁舎とはどのような庁舎なのか。	伊佐市では、移動の手段として自動車による割合が高く、来庁者の交通手段は主に自動車となっており、まずは、新庁舎においても自動車によるアクセス利便性の高い庁舎とします。さらに、アクセス利便性の向上を図るために、バス路線を含む既存の道路交通網を活かした交通の拠点となるよう、建設地内での一体的な整備を検討するものです。

25	22	<p>交通の利便性が良くなるということは、その地域への車の交通量も増える。よって、新たな交通規制等も考慮されるべきではないか。選定されている中央公園側は、268号線側からの往来を考えると、細く、見通しが悪い道が多い。また、そのような道を、信号機からの抜け道として使用する車も今以上に増えると思われる。交通の利便性だけではなく、近隣住民の安全も守られるべきではないか。</p>	<p>建設地周辺の整備にあたっては、近隣住民の皆様の安全についても十分配慮した整備を行ってまいります。</p>
26	23	<p>「市民に開かれた議会」にするといっているが、開かれるべきは執行部ではないか。新庁舎にはセキュリティを重視する部屋を設けるなどとしているが、いよいよ秘密に包まれた市政になるのではないか。</p>	<p>議会における導入機能等の具体的な方針は、議会においてご検討いただいたものです。</p> <p>なお、計画にいうセキュリティとは、皆様の大事な個人情報等を守るためのセキュリティを指すものです。セキュリティに配慮した動線や、重要で機密性の高い情報を扱うエリアについて特定の職員しか入れない区画を設ける等、業務の性質や扱う情報に応じたセキュリティレベルの段階的な区分を検討するものです。</p>
27	26	<p>狭い敷地に4階や5階建ての庁舎ではなく、1階建てとまでは言わないが、2階建て(5,000㎡くらい)にすれば、構造体Ⅰ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類のような、中央省庁やタワーマンション並みの対策はいらぬ。ここは、津波の心配は全くないし、大地震の心配はほとんどない。</p>	<p>階高についてはまだ決定していませんが、なるべく必要面積が抑制できるよう検討し、階高等を決定していきます。</p> <p>耐震安全性については、災害時の総合的な防災・災害対策拠点としての役割を担い、長期にわたる復旧・復興業務への対応が可能な庁舎とするため、構造体「Ⅰ類」、非構造部材「A類」、建築設備「甲類」の分類による目標を掲げ検討を進めます。</p>
28	26	<p>耐震性、安全性という面から構造体Ⅰ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類でなければならない根拠は全くない。頑丈であればあるだけよいのは当然だが、不必要に頑丈である必要もない。2階建てであればⅠ類、A類、甲類でなくても不安はない。</p>	
29	26	<p>8,000㎡の4階建ての頑丈な庁舎が必要か。</p>	

30	28	菱刈地区には災害時に安心して避難できる場所も少なく、菱刈庁舎は残さなければならない庁舎だ。	防災・災害対策の拠点となる庁舎とは、災害時の総合的な防災・災害対策拠点としての役割を担い、長期にわたる復旧・復興業務への対応が可能な庁舎のことです。新庁舎を市内で1か所の避難場所とするものではありません。避難場所は市内各所に設定しているところです。
31	28	災害時の避難場所が1か所というのはどうかと思う。	
32	29	地球環境にやさしい庁舎として、国土交通省が書いたモデルを挙げているが、2階建ての庁舎にして、屋根に太陽光パネルを設置すれば光熱費を削減できると思う。	階高についてはまだ決定していませんが、なるべく必要面積が抑制できるよう検討し、階高等を決定していきます。 ご意見につきましては、様々な角度から検討するための今後の参考とさせていただきます。
33	29	地球環境に優しい庁舎について盛り込んであり、これからの時代、本当に大事なことなので嬉しく思った。ぜひ願います。	お考えのとおり、自然環境への負荷低減に努め、地球環境にやさしい庁舎とします。また、ライフサイクルコストを抑えた経済的かつ合理的な庁舎とします。
34	30	まちづくりの拠点となる庁舎の備える機能・配慮点の2点目に挙げられた「イベント等で活用できるスペースの設置を検討します」の「イベント」が、現在の案の文章だと展示発表に限定されているように読めるので、ステージ発表や講演会といった「舞台イベント」も含めて活用できるスペースとして検討して欲しい。	備える機能等については、今後の設計の過程で、様々な角度から検討を行ってまいります。

第4章 新庁舎等の規模と機能配置の検討

1. 新庁舎等の規模の検討

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
35	31	新庁舎等の規模と機能配置等については、業務効率、執務環境の向上に役立つように検討していく必要がある。	基本設計・実施設計等において十分に考慮しながら検討してまいります。

36	31	これから人口減少に進む。あまりに規模が大きすぎるのでは。もう少し小さくしてもいいのではないか。	延床面積の削減は、新庁舎の建設費用や維持管理に必要な費用の縮減を図ることにつながるため、新庁舎の執務空間や会議室等の機能を建設地内の大口ふれあいセンターに一部機能移転することや菱刈庁舎などの既存施設を活用すること等により新庁舎の床面積の削減を検討します。
37	31	財源もないのに、なぜこんな大きな庁舎をつくる必要があるのか。	
38	31	何回も8,000㎡がでてくるが、既存施設を活用し、人口が減るなか、維持管理だけでなく、ライフサイクルコスト的にも規模縮小を望む。	
39	31	基本構想の8,000㎡・40億円という規模のままとなっている。大きな建物は必要ない。建設翌年から四苦八苦する。	
40	31	庁舎の規模を決めるにあたって参考にしたのは、大口庁舎と菱刈庁舎の延床面積を合計し、さらにその他の分散している書庫などを加えて8,000㎡・40億円としたわけだから、菱刈庁舎（1階だけでも1,000㎡ある）を活用するのであれば、8,000㎡は大きすぎるということになる。さらに、ふれあいセンターを複合的に活用する（1,000㎡くらい？）として、事業計画にはふれあいセンターの改修も計画されている。こうしたことは、基本構想案に対するパブリックコメントや議会での議論を取り入れたものとして納得できる案だ。この2点をも、8,000㎡の計画は、6,000㎡以下に変更されるべきではないか。さらに、菱刈庁舎の2階、3階を書庫などとして活用すれば、さらに1,000㎡は縮小できる。結果として5,000㎡の庁舎で十分だ。	<p>新庁舎の規模算定にあたっては、基本構想において、基本指標を基に、①総務省「起債許可標準面積算定基準」及び②国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」による試算、③近隣自治体の事例並びに④現在使用している庁舎等の合計延床面積を参考に算定を行い、その算定結果を基に新庁舎の延床面積を概ね8,000㎡と想定したところです。</p> <p>なお、詳細については、基本設計等により再度精査することとしています。</p> <p>ご意見につきましては、様々な角度から検討するための今後の参考とさせていただきます。</p>
41	31	高齢者の多い伊佐市に4階建ての庁舎はいらない。大きすぎる。	階高についてはまだ決定していませんが、なるべく必要面積が抑制できるよう検討し、階高等を決定していきます。

42	31	<p>建物の規模を5,000㎡にし、3階、4階建てでなく2階建てにすれば市民も利用しやすく、災害にも強く、建設費も削減でき、維持管理費も安い庁舎ができると思う。なぜ、3階、4階建てでなければならないのかについての説明がない。</p>	<p>階高についてはまだ決定していませんが、なるべく必要面積が抑制できるよう検討し、階高等を決定していきます。</p> <p>ご意見につきましては、様々な角度から検討するための今後の参考とさせていただきます。</p>
43	31	<p>8,000㎡・40億円という豪華な庁舎は必要か。</p>	<p>他自治体の庁舎建設事例を参考にし、目安として総事業費を約40億円（庁舎本体の建築費32.5億円とその他経費（用地関連費、外構関係・備品類・移転等に係る経費など））と見込んでいます。</p> <p>建設にあたっては新庁舎をふれあいセンターと複合利用することなどにより、なるべく必要面積や事業費の抑制に努めます。</p> <p>なお、必要以上に豪華あるいは華美な庁舎を建設する考えはありません。</p>
44	32	<p>既存の中央公園がなくなることに、悲しむ声をよく聞く。日々多くの子どもたちが集まり、元気な声が響いている公園は、中央公園だけのように思う。新庁舎ができたことにより、逆に子どもたちが利用しにくくならないよう、子ども目線の検討を重ねてほしい。</p>	<p>建設地内の中央公園に関しては、都市公園法で定められる都市公園であり、都市公園法第16条において、「みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない」とされており、原則として公園面積を減少することは認められていないこと、また、基本構想時のパブリックコメントや市民ワークショップにおいて、中央公園の存続を望むご意見をいただいていることから、新庁舎建設にあたり、現在の中央公園と同規模の面積を、建設地内を含めてできるだけ確保するものとします。</p>

45	34	<p>大口ふれあいセンターが市民の交流拠点となっているように思えない。稼働率の記載があるが、主に交流場所と使用されるべきはアトリウム空間ではないのか。交流と各室の稼働率は別だ。経費削減のためか分からないが、冷暖房設備を機能させずに積極的な活用を検討することは、夏や冬の時期は難しいのではないか。</p>	<p>基本計画では、ふれあいセンターの有効活用と活性化という観点から、施設の稼働率や老朽化等を踏まえ、建替えではなく改修による複合的な利用について課題や考え方を整理するため、諸室別の年間稼働率をお示ししたところです。</p> <p>設計段階において、アトリウム空間等の機能再編や諸室の利用満足度向上策も含めた大規模な改修の可能性についてもコストと合わせて検討を進めていきます。</p>
46	34	<p>歴史民俗資料館やおもちゃ図書館などの利用率が低い、故障中がおおく、利用しているのか分からない状況にあることが問題だと思う。新庁舎建設とふれあいセンターの改善の所管は別な部署なのだろうが、みんながふれあいセンターに課題をもっていることが市民ワークショップでわかったので、ふれあいセンターをいま、改善して下さるようお願いしてほしい。</p>	
47	34	<p>ふれあいセンターの諸室別の年間稼働率にトレーニング室がないのはなぜか。あまり使われていないような気がする。広いので、中規模の会議室に使用できるのではないか。</p>	<p>データを持ち合わせていなかったことによるものです。</p> <p>当然検討すべきことですので、ご意見につきましては、様々な角度から検討するための今後の参考とさせていただきます。</p>
48	37	<p>アトリウムのステージを使用したイベントも多数あることから、アトリウム空間の活用上の課題や考え方に、「ステージスペースを撤去し、再配置を検討する多目的ホールに機能を統合する」を追加することを提案する。</p>	<p>アトリウム空間については、活用上の課題や考え方で積極的な活用を検討するとしていることから、ご提案いただいたご意見につきましては、機能の統合も含めて様々な角度から検討するための今後の参考とさせていただきます。</p>

49	38	<p>新庁舎建設による「にぎわいづくり」の中核として、1階に多目的ホールの新設を。新庁舎の1階に約300人収容の多目的ホールを新設し、菱刈環境改善センター多目的ホールのような可動式客席にして、利用用途によってフラットな空間としても利用できるようにすることを提案する。</p> <p>また、多目的ホールの1階への再配置を検討するために、多目的ホールの活用上の課題や考え方に、「利用における効果的な手法について、1階への再配置や規模の増減を含め検討する」を追加することを提案する。</p>	<p>多目的ホールについては、活用上の課題や考え方で更なる利用を検討していることから、ご提案いただいたご意見につきましては、再配置も含めて様々な角度から検討するための今後の参考とさせていただきます。</p>
----	----	--	---

第5章 新庁舎等の配置計画について

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
50	39	市民ワークショップでは配置案が4案あったが、基本計画で3案にまとめたのか。	市民ワークショップや職員ワークショップを踏まえたうえで、北側配置案・南側配置案・分棟案の3案にまとめてお示ししたものです。
51	39	3案のなかでは、南側配置案を支持する。	今後の設計の過程で、最も適した配置を検討していきます。

第6章 概算事業費等について

1. 概算事業費

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
52	41	シンプルで身の丈に合った規模なら工期の短縮により事業費の圧縮ができる。ふれあいセンターと菱刈庁舎（書庫はここに集約）を活用すれば、新庁舎は5,000㎡くらい、2階建てが可能で、身の丈に合ったものといえるのではないか。	ご意見につきましては、様々な角度から検討するための今後の参考とさせていただきます。
53	41	積立金の18億円と財政調整基金の一部を使い、合併推進債は使わなくてよい。合併推進債はおいしいところもあるが、借金である。若者や子ども世代に借金はさせないほうがいい。身の丈に合った規模、事業費を望む。	一般の市債が後年度全て市税等の自主財源で賄わなければならないことに比べると、合併推進債は元利償還金の40%が地方交付税において算定され後年度に措置されるので、将来の市民負担軽減という点において有利な財源であるといえます。

54	41	事業費について、いままで国からの補助があると勘違いしていた。これを読んで、事業費について理解することができた。若い人のためにいま庁舎を作ることは大事だと思うが、やはり40億円抱えるのは怖い。せつかくだからと皆さんが期待してるのもわかるが、できるだけシンプルで安く収まるようお願いしたい。	(前ページから続く) 建設にあたっては新庁舎をふれあいセンターと複合利用することなどにより、なるべく必要面積や事業費の抑制に努めます。
55	41	将来の市民（子、孫ら）に重い負担を残さぬためにも、規模を、10年、20年後を考えてもらいたい。	
56	41	若い人たち、子や孫の代に借金を多く残さないように努力してほしい。	
57	41	規模や耐震安全性こだわるのは、推進債という補助金を活用できるというただそれだけの理由ではないのか。そのため、自主的に、自分たちの頭で、伊佐市にあった庁舎というものが考えられないということになるのではないか。補助金を活用できるから、国の基準どおりにできるだけ立派なものをつくりたいという考えがあるのだと思う。補助金は国民の税金であり借金である。国の借金だから使えるだけ使えというのは、地域セクト的な考えで、やがて国の財政破綻に手を貸し、交付税の激減にもつながるのではないか。	

2. ライフサイクルコスト（LCC）縮減に向けた方策

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
58	43	ランニングコストを頭の中に。	基本設計・実施設計等において十分に考慮しながら検討してまいります。

その他のご意見

A 計画案全体・計画案に付随した要望に関するもの

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
59	-	多数の市民が納得できるまで深重に検討してから次のステップへと進めてもらいたい。	パブリックコメントによる貴重なご意見や伊佐市新庁舎建設検討委員会からの答申などを踏まえつつ、適宜検討を深めながら策定していきたいと考えています。
60	-	10年後、20年後の伊佐の姿をイメージして、伊佐市が永く存続できる自治体としての基本計画を立案してもらいたい。	
61	-	人口の推移、変化、スピードを考慮し、全人口、労働人口、児童・学童人口、高齢者人口の割合変化等の十分なシミュレーションを行い、納税者の財政負担をできるかぎり少なくし、未来の子孫が安心して永住でき、幸福な市民生活ができるように、基本計画策定に望んでもらいたい。	
62	-	基本計画全体を見直すべき。	
63		30年後には、人口は15,000人くらいと推計されている。そんなまちに8,000㎡・40億円の庁舎はふさわしくない。維持管理費も膨大になり負担できない。むしろ人口を維持し、できる限り増やせるような施策を行い、世界一やさしいまちが実現し、全国が認めれば移住者が増えるだろう。市民の税金を活かす政治が求められている。そのためには、市民の声をよく聞くことだと思う。例えば防災無線の設置、子ども医療費の無料化、里道、農道のデコボコを回収する、農業の振興のための思い切った措置をとる、再生エネルギーを活かしたまちづくり、森林資源を活かしたまちづくりにお金をかけるなどして働く場を増やすために、資源を活用することではないか。	ご意見につきましては、様々な角度から検討するための今後の参考とさせていただきます。
64	-	菱刈庁舎も新しいものにしてほしい。	今のところ菱刈庁舎を新築する計画はありません。

65	-	パブリックコメントの意味も解しないまま書いた。無作法をお許しいただき、最後まで読んでもらったことに感謝し、立派な新庁舎の完成と菱刈総合支所の存続を祈念する。	計画案をご覧いただき、また、貴重なご意見をいただきまして有難うございました。よりよい事業となるよう引き続き努めてまいります。
----	---	--	--

B 新庁舎建設の検討経過に関するもの

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
66	-	46ページもの文書を、市内の数か所に置いて閲覧し、コメントを求めるといっても、その場で閲覧して意見を述べることはほとんど不可能に近い。閲覧場所も限られて、膨大な資料を見て、何割の方が理解できたのか。	皆様にご理解いただけるように丁寧に作成した結果、この程度のボリュームとなったところです。パブリックコメントは、その場で意見を求めることだけを想定しているものではなく、ご覧いただく時間を確保するため、庁舎建設以外のことに関するパブリックコメントの実施期間と同様に一定程度の期間を設けているところです。
67	-	インターネットで閲覧できるのは若い人で、時間に余裕のある人しかできない。高齢者の意見は聞かないという批判がある。	若い方でも閲覧環境がない方、高齢の方であっても閲覧環境がある方がいらっしゃることを承知しています。閲覧環境がない方からの相談にも、状況に応じた対応を行ってきたところです。
68	-	水俣の病院にはパブリックコメントのコーナーがあり、誰でも待ち時間に見られるようになっていた。もう少しいろいろなところに置いてあれば皆さんが見ることができるのではないかと思った。	パブリックコメント手続の実施方法については、工夫を重ねながら改善を図っていきたいと考えています。
69	-	市民の意見を十二分に汲んで、多くの市民が自由に意見を出し、自由に討議できる機会をつくり、少数の意見にも耳を傾け、理解のうえで慎重に策定作業を進めてもらいたい。	住民説明会については実施することを検討しているところであり、基本計画策定後において事業概要についての具体的な説明が可能となる適切な時期に実施したいと考えているところです。

70	-	<p>市民が喜ぶ庁舎づくりにするためには、多くの市民に周知するべく市民説明会を開いたり、アンケートなどを実施したりして市民の声に耳を傾け、計画を再検討することが大事ではないか。シンプルな建物にするのであれば時間はかからないと思う。30年後、50年後の伊佐市を想像し、建設計画を改めて検討しなおすことを求める。</p>	(前ページから続く)
----	---	--	------------

【問合わせ先】

伊佐市財政課庁舎建設推進係
〒895-2511 伊佐市大口里1888番地
電 話 : 0995-23-1311 (内線1147)
F a x : 0995-22-5344
E-mail : chosha@city.isa.lg.jp